

名古屋国道事務所 管内図

NAGOYA NATIONAL HIGHWAY OFFICE

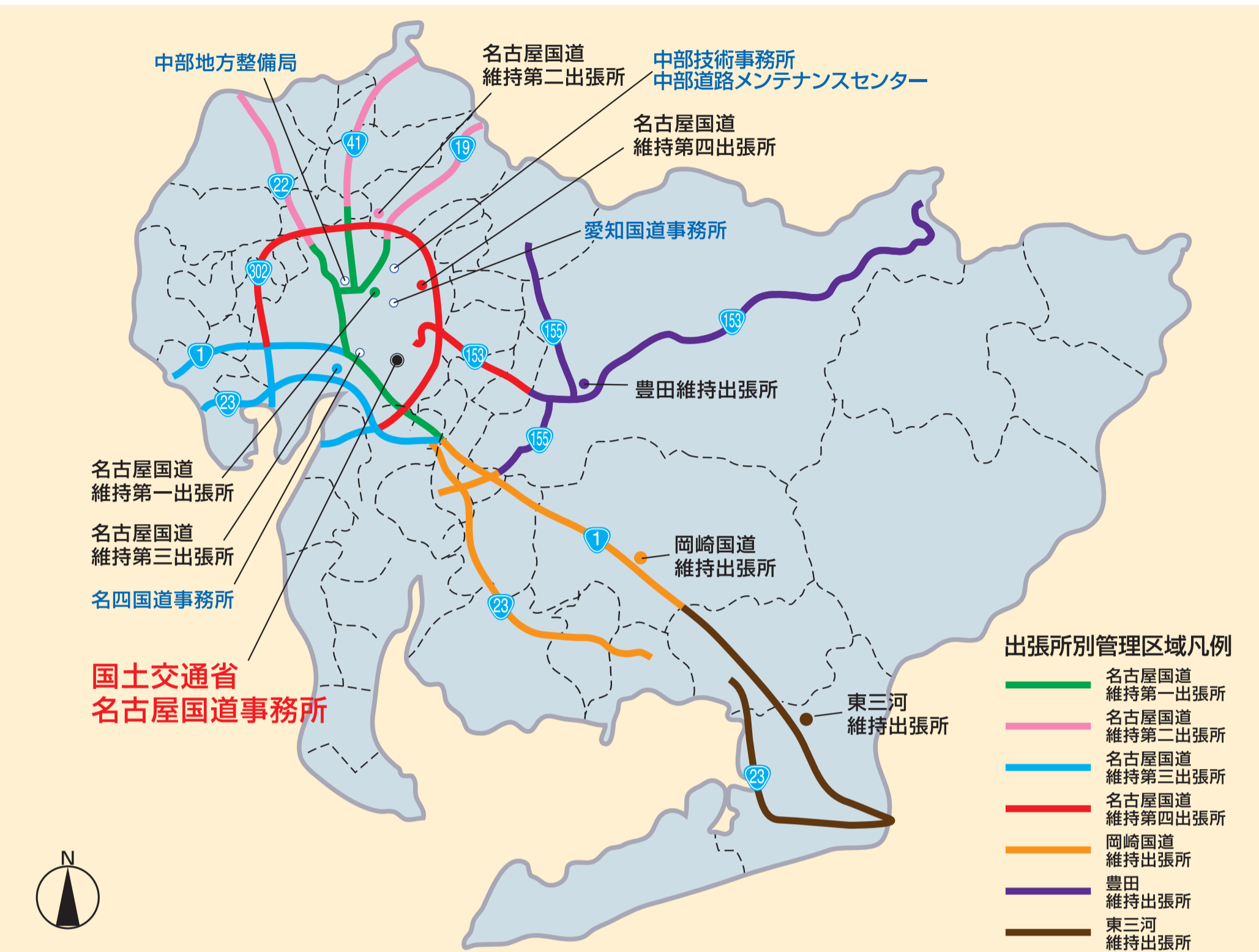


国土交通省 中部地方整備局
名古屋国道事務所

名古屋国道事務所の事業概要

“地域や道路利用者の皆様から信頼される事務所をめざして”

名古屋国道事務所は、愛知県内の主要な国道である1号、19号、22号、23号、41号、153号、155号及び302号の8路線(管理延長436.7km)の管理をおとし、大規模災害への対応や良質な道路利用環境を提供することで、道路利用者への安全で快適な道路サービスを確保することを目的に事業を展開しています。
快適な道路サービスの提供をめざして、日常的な維持管理や防災対策、交通安全対策、地域の変化する道路空間や沿道環境の整備、広域的な幹線道路ネットワークの保全市や管理をとおしての道路情報の収集・提供、道路に関する許認可事務及び道路の適正利用に向けた点検・指導・取締をとおして、安全で安心な道づくり・環境づくりに取り組んでいます。



- 名古屋国道事務所管内の地域課題**
- 都市部における渋滞の緩和、沿道環境の改善
 - 幹線道路で多発する交通事故の削減
 - 大規模災害への対策の強化(風水害対応)
 - (想定:東海、東南海、南海地震等)
- 名古屋国道事務所管内の地域課題に対する取組**
- 円滑な道路交通の確保と沿道環境の改善
 - 交差点改良等の渋滞対策の実施
 - 路上工事時間の縮減
 - 環境施設等設置等の沿道環境整備の維持・保全
 - 情報ネットワークの充実
 - 安全な道路環境の確保
 - 幹線道路における交通事故対策
 - 「道の駅」の整備等
 - 安全・安心の確保
 - 電線共同溝整備の推進
 - 道路改築事業
 - 緊急輸送道路の耐震化(橋梁の耐震化)の推進
 - 橋梁補修、法面防災対策等の実施

出張所	国道 (区間延長/km)	管理区間および延長	計
維持第一出張所	1号(14.4)	刈谷市川瀬町(橋本橋)～名古屋市熱田区神宮区(目黒道19号交点)東三河東交差点(橋本橋交差点迄)	40.4
	19号(13.1)	名古屋熱田区神宮区(目黒道19号交点)東三河東交差点(橋本橋交差点迄)	
	22号(5.8)	名古屋市東区丸の内1丁目～清見区長瀬橋(小針1丁目(東三河東交差点)迄)	
	41号(7.3)	名古屋市東区2丁目～春日井市御幸山(東三河東交差点)迄)	
維持第二出張所	19号(18.6)	名古屋市東区2丁目(東三河東交差点)～春日井市御幸山(東三河東交差点)迄)	59.5
	22号(20.4)	清見区長瀬橋(小針1丁目(東三河東交差点)～春日井市御幸山(東三河東交差点)迄)	
	41号(20.5)	春日井市御幸山(東三河東交差点)～名古屋市東区2丁目(東三河東交差点)迄)	
	1号(18.9)	名古屋市熱田区神宮区(目黒道19号交点)東三河東交差点(橋本橋交差点)迄)	
維持第三出張所	23号(29.1)	刈谷市刈谷町(東三河東交差点)～刈谷市刈谷町(東三河東交差点)迄)	61.5
	302号(13.4)	名古屋市熱田区大塚町(東三河東交差点)～名古屋市熱田区大塚町(東三河東交差点)迄)	
維持第四出張所	153号(14.2)	名古屋市熱田区神宮区(目黒道19号交点)東三河東交差点(橋本橋交差点)迄)	59.7
	302号(45.5)	名古屋市熱田区神宮区(目黒道19号交点)東三河東交差点(橋本橋交差点)迄)	
岡崎国道維持出張所	1号(28.1)	岡崎市大塚町(東三河東交差点)～岡崎市大塚町(東三河東交差点)迄)	68.3
豊田維持出張所	153号(60.2)	みよし市打越山1号～豊田市大塚町(東三河東交差点)迄)	89.0
	155号(28.8)	みよし市打越山1号～豊田市大塚町(東三河東交差点)迄)	
東三河維持出張所	1号(31.5)	豊田市大塚町(東三河東交差点)～岡崎市大塚町(東三河東交差点)迄)	58.4
	23号(26.9)	豊田市大塚町(東三河東交差点)～岡崎市大塚町(東三河東交差点)迄)	
計			436.7

円滑な道路交通の確保と沿道環境の改善

道路利用に関する日常的な管理

安全で安心して利用できる道路サービスを提供するために、「道路(パトロール)」「異常気象時における通行規制」「道路情報の収集・提供」「道路利用に関する許認可事務」等の業務を実施しています。



沿道の環境改善



ライフライン(水道・ガス・電気等)を収容する道路空間の整備・管理



安全・安心の確保

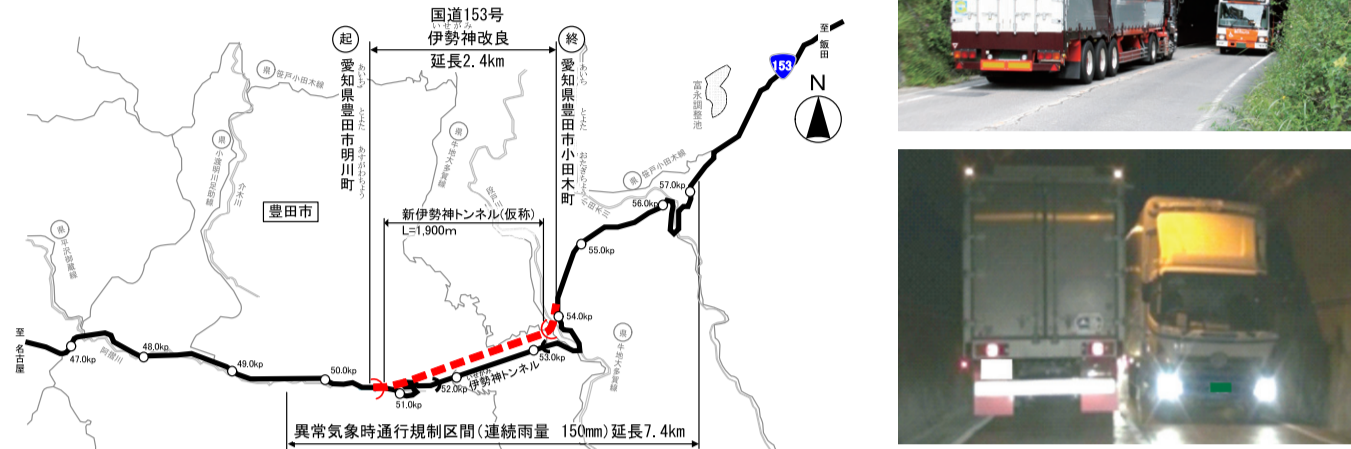
道路の維持修繕や防災対策

道路利用者等への重大事故を未然に防止する観点から道路構造物の点検を実施しており、異常や劣化が発見された構造物は計画的に補修を進めています。また災害に強い道路を確保するため耐震補強のほか山岳部における法面防災対策等を実施しています。

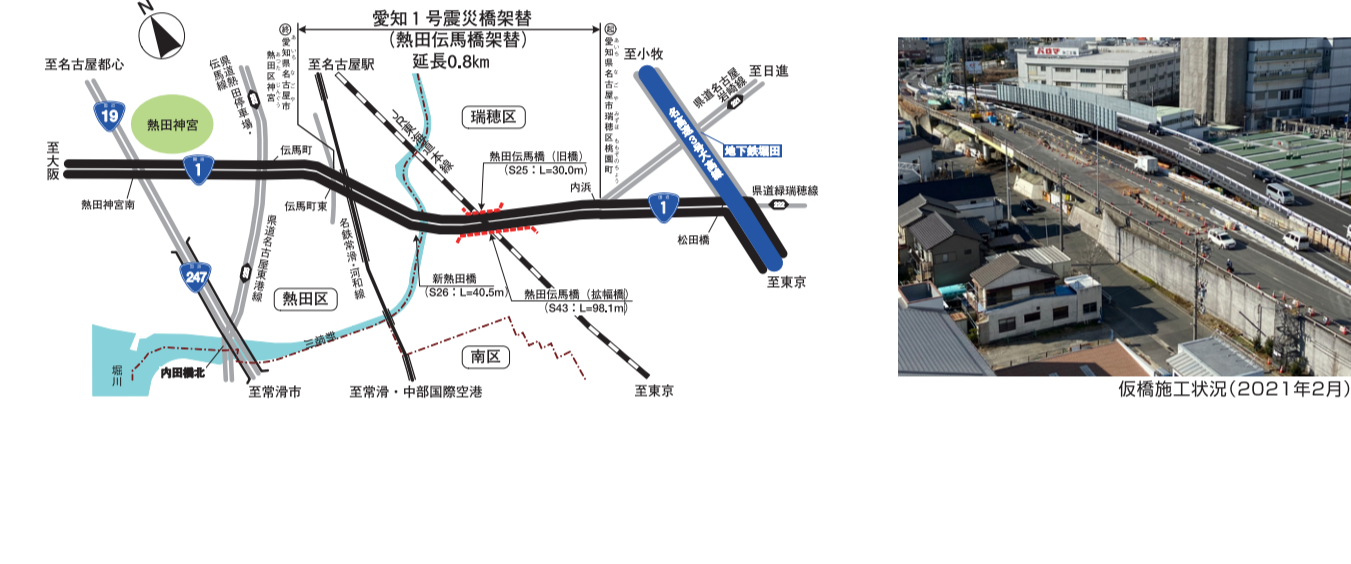


道路改築事業

【伊勢神改良 延長2.4km】 豊田市明川町～豊田市小田木町
国道153号伊勢神改良は、危険性が高い国道153号の落石崩壊等の対策及び高さ制限の現道トンネルの対策を目的に計画された局域改築事業です。



【愛知1号復興橋脚(熱田岳橋脚) 延長0.8km】 名古屋南地区区画調整(名古屋南地区区画調整)
熱田岳復興橋脚は、JR東海道本線に架設された熱田岳橋脚(旧橋：昭和25年架橋)延長30.0m・拡幅橋：(昭和43年架橋)延長98.1m)の老朽化施設解消ならびに耐震強化向上を目的とした橋脚架替事業です。



名古屋国道事務所のご案内

〒467-0833 名古屋市場橋区建田町二丁目30番地

○名古屋国道事務所に関する総合窓口です。

総務課 ☎052-853-7320

○名古屋国道事務所が発注する工事・業務・物品等の入札、契約及び支払いに関することです。

総務課 ☎052-853-7321

○名古屋国道事務所管内における歩道設置や交通安全改善事業等に関する用地取得に関する窓口です。

用地第一課 ☎052-853-7322

○国道2号沿道環境整備事業に係る用地取得に関する窓口です。

用地第二課 ☎052-853-7353

○名古屋国道事務所の改築事業、建設機械・機械設備、沿道環境整備事業及び共同事業等共同向の工事に関する窓口です。

工務課 ☎052-853-7328

○工事の総合管理(方式の審査・評価と工事発注に必要な技術面での手続き及び工事管理・品質確保)に関する窓口です。

品質確保課 ☎052-853-7351

○名古屋国道事務所内で実施する改築事業の調査・計画・設計及び沿道環境整備事業、共同事業・電線共同溝の計画・設計に関する窓口です。

計画課 ☎052-853-7323
☎052-853-7326

○名古屋国道事務所管内の道路の維持管理、防災対策、及び橋梁補修等の工事に関する窓口です。

管理第一課 ☎052-853-7324

管理第二課 ☎052-853-7325

○名古屋国道事務所管内の歩道設置、交通安全改善等の交通安全対策・交通安全対策に関する窓口です。

交通対策課 ☎052-853-7327

○名古屋国道事務所管内の電気情報施設及び防災情報施設の維持管理に関する窓口です。

防災情報課 ☎052-853-7329

案内図

道路緊急ダイヤル 24時間受付
道路の異状を発見したらこーねください。
緊急通報 #9910

情報ネットワーク



情報収集

大気常時観測局
窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)、雨量、風速、湿度、温度などの測定を行っています。

交通量常時観測局
主要道路の交差点で、交通量が発生している箇所、あるいは将来予想される箇所を、観測点において通過する車両数を自動的に計測します。

CCTV
道路状況の映像をリアルタイムで出張所、事務所で監視します。

情報提供

インターネット
道路情報や気象情報、観光情報などを発信することができます。
道路情報提供システム <https://rs.cbr.mlit.go.jp/>
国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/>
中部地方整備局 <https://www.cbr.mlit.go.jp/>
名古屋国道事務所 <https://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/>
Facebook <https://www.facebook.com/cbr.meikoku/>
Twitter @mlit_meikoku

冠水表示板
異常雨量による急激な水位の上昇や突如と変化するアンダーパス等の箇所において冠水が発生した際に、水検知センサで検出した測定水位に応じ、冠水警戒レベル(冠水警戒レベル)と表示し、ドライバーに注意を喚起します。

道の駅
道路情報や気象情報、観光情報などを発信することができます。
「道の駅」の情報は中部の「道の駅」HP(<https://www.cbr.mlit.go.jp/michinoeki/index.html>)で提供しています。

安全な道路環境の確保

交通事故対策のための交通安全施設等の整備

安全で快適な道路環境確保のために交通安全事業を実施しています。事故ゼロプランの推進により、交通事故の削減を図るとともに、歩道・自転車歩行者用の整備、高齢者や車いす利用者や視覚障害者の方々が安心して移動できるように配慮したバリアフリーの道づくりを総合的に取り組んでいます。

事故ゼロプラン
交通安全対策への効果的な取組を最大限高めるため、交通安全分野において全国で先進的に行われています。交通事故が起これば人命・財産被害に大きく発展し、交通安全で安全な交通環境の確保や交通事故の削減にもつながります。

【高架下の事故対策(右折レーンシフト)】
【追突への注意喚起】

【自転車走行空間の整備】
【歩道の整備】

新規格車
新規格車とは、高速自動車専用道および指定自動車道を自由に走行できる右に示す車両をいいます。ただし、その他の道路を走行する場合は、特殊な車両として取り扱われる許可申請の必要です。

車種の区分	一般的制限値
長さ	25.0メートル
幅	12.0メートル
高さ	3.8メートル(乗客用)または4.1メートル(乗客用及び乗客用トラック)
重量	10.0トン
制動距離	100メートル(乗客用)または120メートル(乗客用及び乗客用トラック)
最小回転半径	12.0メートル
最大回転半径	12.0メートル

特殊な車両として取り扱われる許可申請の必要です。